

6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定 その他の動物の繁殖の方法に関する事項

- 犬:雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- 猫:雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- 犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- 犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

趣旨

繁殖に関する基準は、みだりに繁殖させることによる母体への過度の負担を避けるため、犬猫の繁殖生理の特徴(発情サイクルの違い等)に配慮し、個体ごとの繁殖生理に合わせた管理と、獣医師の診断に基づき繁殖に適さない犬猫の繁殖をさせないことを義務付けるものである。

チェックポイント

- 交配する繁殖個体は6歳以下である(生涯出産回数が少ない個体の条件を満たす場合は7歳以下)。
- 犬の出産回数は6回を超えていない。
- 交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記録し、5年間保管している。
- 帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書と診断書を5年間保管している。
- 雌雄ともに獣医師の診断結果に従って繁殖している。(繁殖に適さない個体を繁殖させていないかを繁殖実施状況記録台帳と診断書により確認する。)

解説

〈交配年齢上限と生涯出産回数について〉

年齢の規定については、加齢により母体に負担がかかるなどを防ぐものであり、原則として交配終了年齢を6歳(満7歳未満)としている。例外的に生涯出産回数が少ない個体については、絶対的な交配終了年齢を7歳(満8歳未満)としているが、これは、個体の特性にあわせた多様な配慮を行うことを妨げることがないように、例えば、若齢のうちに複数回繁殖させて、早めに引退させて譲渡する場合や、終生飼養を前提にある程度の年齢になってから繁殖を始めたり、出産間隔を開けて繁殖させる場合等を考慮したものである。

ただし、例外的に7歳以下まで交配が可能となる場合は、生涯出産回数の証明が必須であり、証明できない場合には、7歳になれば交配を行うことはできない。このため、基準に基づき記載が義務付けられている繁殖実施状況記録台帳に出産回数を正確に記録しておかなければならぬ。繁殖実施状況記録台帳により、台帳保存期間の5年より前に出産していた場合も累積の繁殖回数は確認できる。なお、台帳が記録されていなかった場合は、基準違反として対応することとなるが、このような事業者は、生涯出産回数の証明ができないため、7歳以下まで交配を可能とする規定は適用されない。

出産回数の規定について、犬は、季節繁殖動物ではなく、個体により6~10ヶ月の間隔で発情を繰り返すため、長期的な視点で繁殖をとらえ、年齢だけでなく生涯出産回数6回までを基準としている。一方、猫は、季節繁殖動物で、多発情動物であり、年3回程度出産が可能である等、繁殖能力が高い動物であるため、年齢を基本とする基準となっている。なお、「3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項」において、日長変化に応じた光環境の管理を義務付けることで、照明による猫の人為的な繁殖のコントロールを禁止している。

〈繁殖実施状況記録台帳〉

基準の具体化に伴い繁殖実施状況記録台帳に以下の内容が追加された(図表20)。繁殖の実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保存することが義務付けられているため、この参考様式に示した項目について記録された台帳を5年間保存する必要がある。なお、個体の診断書は、個体がその事業所にいるかどうかに関わらず(例えば、販売・死亡等によって当該個体が事業所からいなくなった場合も)、診断を受けた日から5年間の保存が義務付けられるが、同一の個体を5年間以上飼養している場合は、過去の診断等の情報も有用であるため、適切に保存されていることが望ましい。なお、令和4年6月から犬猫等販売事業者におけるマイクロチップ装着義務化がスタートするため、それ以降においては、犬猫に装着されたマイクロチップ情報を読み取って確認できる生年月日と、繁殖実施状況記録台帳に記載された年齢が一致しているかの確認も可能となる。

(追加内容)

- 雌の交配時の年齢
- 雌の生涯出産回数
- 今後繁殖の用に供する可能性(繁殖に供することをやめた年月日)
- 帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること

※自治体による立入検査等においては、これらの記録をもとに繁殖に関する基準の遵守状況を確認する。

図表20 繁殖実施状況記録台帳

繁殖実施状況記録台帳													
第一種動物取扱業の種別			<input type="checkbox"/> 販売		<input type="checkbox"/> 貸出し		<input type="checkbox"/> 展示						
動物の種類			新生子・卵の状態	犬又は猫に係る記入欄		備考							
交配等年月日	雌 (個体識別番号、名称等)	雄 (個体識別番号、名称等)					出産・産卵予定日	出産・産卵年月日	出産・産卵数	出産・産卵後の雌の状態	雌の交配時の年齢	雌の生涯出産回数	今後繁殖の用に供することをやめた年月日
						健・否	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()			

備考

- 1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日(交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日)等を記入すること。
- 3 **犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。**
- 4 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあっては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- 5 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

〈帝王切開について〉

帝王切開については、個体の健康・安全を守るために処置が必要な場合があること、回数よりも不適切な処置が問題との指摘があることを踏まえ、獣医師以外の帝王切開を禁止するとともに、出生証明書の交付と獣医師による今後の繁殖等に関する診断を義務付けし、不適切な帝王切開を防ぐものとなっている。これは、一律に回数や間隔を定めるよりも、個体ごとの繁殖特性や健康状態に配慮した基準であり、個体の状況に合わせた適切な対応を担保するためである。例えば、1回でも帝王切開を行った場合に次回以降の繁殖が禁止されることもあるため、繁殖を行う上では個体の状

態をよく確認し、獣医師の診断内容に従う必要がある。

今後の繁殖の適否に関する診断について、例えば、帝王切開が必要な難産でも胎児失位の場合、次回は正常に分娩できことが多いが、先天的な産道狭窄や陣痛が来ない個体、癒着が起きている個体等で、次回も再び帝王切開となる可能性が高い場合に、個体の状態に応じて、今後の繁殖に適さないといった診断を受けることが想定されるものである。

帝王切開を行った場合は、獣医師から出生証明書と母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存する必要がある。出生証明書については、獣医師法に基づき、獣医師が自ら出産に立ち会った場合でなければ、交付できない。

〈獣医師の診断・繁殖に適さない個体の繁殖禁止について〉

繁殖個体等の1年以上飼養される個体は、雄雌ともに毎年1回の獣医師による健康診断において、繁殖の適否に関する診断を受けることが義務付けられる(4.疾病等に関する基準より)。年齢や出産回数にかかわらず、これらの診断結果に基づき、雌雄を問わず、繁殖に適さない個体の交配は認められない。また、個体の状況に応じて、繁殖に適さない個体(初回発情時に体の成長が不十分な場合、帝王切開を経験し難産のおそれがある場合、栄養状態が良くない場合等)の交配も認められない。

また、犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて、獣医師による診療や、獣医師等による助言を受けることとしている。なお、条文では「獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること」となっているが、ここで言う「獣医師等」の解釈は、診療自体は獣医師が実施するものであるが、動物看護師等から助言を受けることも想定している。診断を求める獣医師については、第三者であること等の所属まで限定するものではないが、適切なかかりつけ獣医師を確保しておくことが重要である。

〈獣医師による出生証明書、診断書の交付〉

獣医師法において、獣医師には出生証明書及び診断書の交付の義務(獣医師法第19条)があり、これに基づく診断書等の交付を受けることを想定している(このため、台帳等に記載することで代替することはできない)。なお、出産証明書の偽造等があれば獣医師法等の関係法令に基づき処分の対象となる。



【参考】獣医師法の関連条文

獣医師法(昭和24年法律第186号)

(診断書の交付等)

第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第九項に規定する再生医療等製品をいい、農林水産省令で定めるものに限る。第二十九条第二号において同じ。)の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検査しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

(診療及び診断書等の交付の義務)

第十九条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検査をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

◆より理想的な飼養管理に向けて



【参考】犬と猫の繁殖生理

犬は季節繁殖動物ではなく、温帯気候の日本では個体により6~10か月の間隔で発情を繰り返す。妊娠して子犬を出産して育てると、次の発情サイクルは子犬を産まないサイクルよりも1.5ヶ月程度遅くなる。一般的に若い方が出産が母犬の健康状態の問題になりづらいが、犬種によっては難産で繁殖による母体への負担が大きいものもあり、個体に合わせて無理のないように繁殖計画を立てて実施することが重要である。

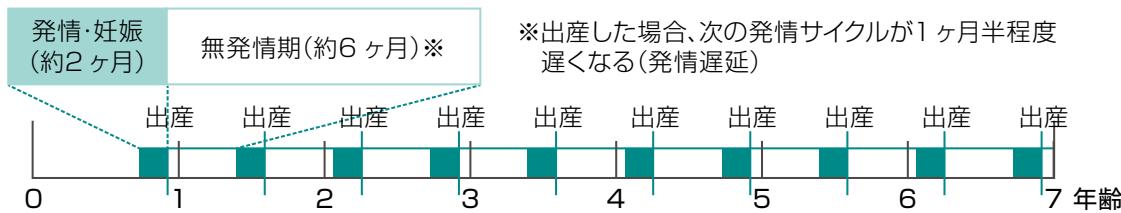
猫は季節繁殖動物で、多発情動物であり、年3回程度の出産が可能である。地域によるが、例えば東京で自然光だけで飼育すると1月末から8月末までが猫の繁殖シーズンとなる。猫はメラトニンの影響により日が長くなると発情するため、人工的な光によっても繁殖を促すことが可能であるが、通常のサイクルを超えるような繁殖はできない。猫は繁殖によるストレスが少ない動物といわれているが、計画的に繁殖を休ませる等、個体に負担がないような配慮が重要である。

図表21 犬と猫の繁殖サイクル

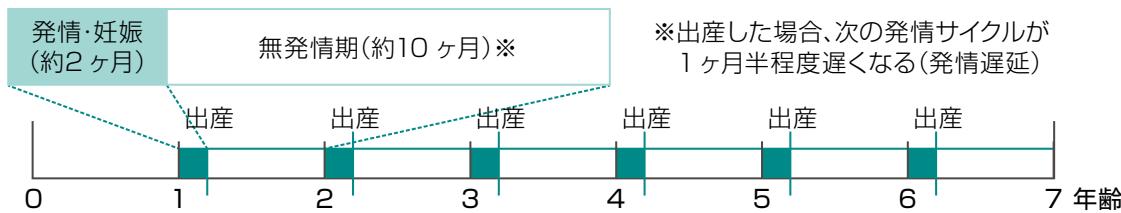
犬の繁殖サイクル(イメージ図)

※図は繁殖生理を説明するものであり、基準を満たさない場合があることに留意

発情周期が短い(約6ヶ月)個体の場合=約8ヶ月おきに出産



発情周期が長い(約10ヶ月)個体の場合=約12ヶ月おきに出産

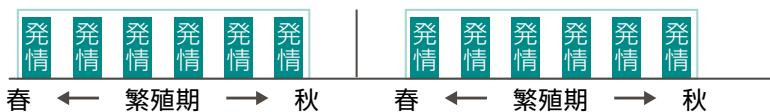


猫の繁殖サイクル(イメージ図)

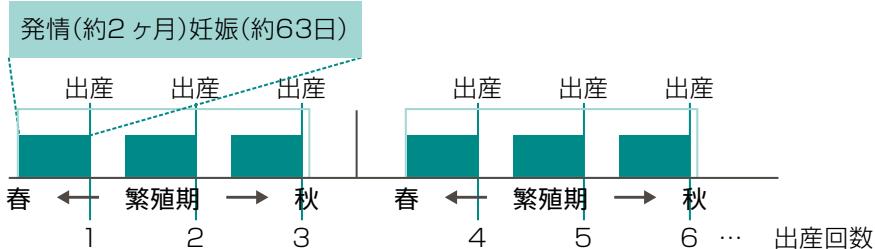
※図は繁殖生理を説明するものであり、基準を満たさない場合があることに留意

〈猫〉季節繁殖動物で自然光で飼育すると1~8月が繁殖季節

妊娠しない限り、発情周期を繰り返す多発情動物



妊娠した場合、離乳後約1週間~2ヶ月で発情が再開



【参考】帝王切開を行う場合

難産など母体の健康・安全を守るために帝王切開が必要な場合があるが、帝王切開は回数の多寡よりも不適切な処置が問題であることから、実施する場合は、適切なタイミングと手技で獣医師によって実施することが必要である。

【参考】遺伝性疾患

犬猫の繁殖では、遺伝性疾患にも注意が必要である。現在のところ原因となる遺伝子が十分に解明されていないものもあるため、遺伝性疾患を減らすには疾患の発症がない個体同士を交配させることや、素因がないか等を確認して交配を行うことが重要である。

また、近親交配は似通った遺伝子同士がかけ合わされるため、遺伝性疾患が発生する危険性がさらに高くなることから、近親交配は避けるようにするべきである。例えば、チワワやトイプードル等の小型犬等に見られる膝蓋骨脱臼、進行性網膜萎縮や、スコティッシュ・フォールドの骨軟骨異形成症等が遺伝性疾患として知られている。